

公益財団法人萬田記念財団
社会福祉法人の身体障害者施設への助成金（品）交付規程

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人萬田記念財団定款に基づき、公益財団法人萬田記念財団（以下「財団」という。）が北海道における社会福祉の振興、発展向上のために行う助成金（品）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（助成対象）

第2条 この助成対象は北海道内に主たる事務所を有する社会福祉法人の身体障害者施設とする。

（助成内容）

第3条 この助成制度による助成内容は、対象者が直接必要を認められる以下の物品または経費の一部とする。

- (1) 障害者の方が身体の不便さを補うために直接使用する物品。（例：車椅子、補聴器、歩行器、杖等）
- (2) 施設において、障害者の方のみが使用する物品。（例：盲人用機器、身障者用椅子、椅子式階段昇降機等）
- (3) 施設設備の修繕にかかる費用。
- (4) 助成額は1件あたり100万円程度とする。

（募集方法）

第4条 この助成の交付申請は当財団のホームページ等により公募する。

- 2 募集は毎年3月から4月までの2か月間行う。

（応募方法）

第5条 助成の交付を申請しようとするものは、以下の書類を当財団に提出しなければならない。

- (1) 助成物品等申請書（様式1）

申請書の記載について、助成の決定は毎年6月を予定しているため、7月以降の実施予定日を記入する。

- (2) 添付書類（様式2）

- 定款
- 役員名簿（就任年月日等記載のあるもの）
- 前年度の事業報告書（社会福祉法人および申請施設に係るもの）

- 前年度の資金収支計算書及び事業活動収支計算書（社会福祉法人および申請施設に係るもの）
- 前年度の貸借対照表（社会福祉法人および申請施設に係るもの）
- 前年度の財産目録（社会福祉法人および申請施設に係るもの）
- 見積書の写
- 備品等のカタログ
- 施設のパンフレット

※添付書類は「正本」コピーも可能とする。

※提出書類は全てA4版に整理する。

（選考方法）

第6条 申請があったときは、当該申請に係る必要な調査を行い、審査・選考については、選考委員会を設置して選考委員会が行い、選考の結果を理事会に報告し、理事会が助成すべきと認めるときは、助成金（品）の交付を決定するものとする。

2 選考時期は毎年6月とする。

（選考委員会）

第7条 選考委員会は、理事および外部委員1名で構成する。

2 選考委員会の委員長は、理事長とする。

3 選考にあたっては、以下の内容を総合的に考慮して決定する。

(1) 影響力

施設利用者の環境改善または向上に影響を及ぼす内容であること

(2) 適時性

新たな社会福祉施設利用者のニーズに対応する契機となる内容であること

(3) 将来性

北海道内における社会福祉事業の底上げにつながると期待されるような内容であること

（事情変更による決定の取消）

第8条 理事会は、助成金（品）の交付の決定をした後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金（品）の交付の決定の全部または一部を取り消し、または、その決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。

（助成金（品）の目的外使用の禁止）

第9条 助成事業者は、助成金（品）を助成事業以外の目的に使用してはならない。

(助成金(品) 交付決定の取消)

第10条 理事会は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金(品)の交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。

- (1) 規定する条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金(品)の交付を受けたとき。
- (3) 助成金(品)を他の用途に使用したとき。
- (4) その他法令またはこの規程に違反したとき。

2 前項の規定は、助成金(品)の交付があった後においても適用があるものとする。

(助成金(品)の返還)

第11条 助成事業者は、前条の規程により助成金(品)の交付の決定を取り消された場合において、取り消しに係る部分に関し、すでに助成金(品)が交付されているときは、理事会の命ずるところにより助成金(品)を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 助成事業者は、助成金(品)の交付を受けて取得し、または効用の増加した機械および器具でその価格が20万円以上のものについて、取得または効用の増加した日から5年以内に助成金(品)の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめその旨を記載した助成事業財産処分申請書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(助成金(品)使用状況報告の義務)

第13条 助成対象者は、当財団による助成物品等につき、助成があった日の属する年度の翌年度末日における使用状況等を報告する。

(助成実績の公表)

第14条 助成事業の対象者および内容を当財団ホームページで公表する。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

この規程は、公益財団法人萬田記念財団の設立の登記のあった日から施行する。